季刊

ほうてらす

秋
Vol. 26
2013. 10

法テラスインタビュー 06-07
田中 律子さん

特集 02-05
シングルマザー

のぞいてみよう 法テラス 08-09 / スタ弁がゆく 10 / ほ法、なるほど。11

日本司法支援センター
法テラス

シングルマザー

結婚をせずに子どもを産んだ、離婚をして親権者になった、交通事故で夫が亡くなった…さまざまな経緯で子どもを一人で育てているお母さんが日本には約一20万人。たくさんの悩みを抱え、たくさんの頑張りの中で生きている彼女たちに対して、日本にはどんな支援があるのでしょうか。

「離婚のこと」

離婚したいけどまず何をしたらいいの？

夫が暴力をふるう

夫に居場所を知られたくない

知っておきたいこと

※をつけたところは、下に詳しく書いてあります。

離婚の手続

日本では離婚の90％弱が協議離婚。2人で離婚届の用紙に署名押印し、証人2人に署名押印してもらって、市区町村役場に提出します。協議離婚は手続きが簡単なようですが、財産分与、養育費、親権者、面会交流などをきちんと決めておかないと、後々トラブルの原因になりかねません。お金はかかりますが、なるべく公証役場に相談して、公正証書を作ってもらいましょう。なお、話し合いがまとまらない場合は、家庭裁判所に調停を申し立て、それでもまとまらないときは、訴訟を起こすことになります。一度は法律相談を受けることをお勧めします。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

まずは実家に身を寄せるなど安全な場所に避難しましょう。それが難しいなら、都道府県などに置かれた配偶者暴力相談支援センターに相談しシェルターを利用しましょう。夫が追跡して乱暴するおそれがあるならば、あなたに近づかないよう命ずる接近禁

「こちら、法テラスです」

1 悩みがある

悩みがある。でも…、「プライベートなことを話すのが辛い」「法律って難しい」「誰に相談したらいいのかわからない」「弁護士に頼んだら、高いお金がかかるのでは？」。法テラスでは、そのような不安を抱えたシングルマザーの方が安心して子育てできるように、法律の面からサポートします。

2 電話する

離婚などに関する法律的なお話はもちろん、自分の悩みが法律に関することなのか分からないという方も、ひとりで抱え込まず、まずは、0570-078374（おなやみなし）法テラス・サポートダイヤルにお電話ください。PHS、IP電話からは03-6745-5600。通話料は固定電話なら、全国どこからかけても3分8・5円です。

3 利用する

法テラス・サポートダイヤルでは、専門の研修を受けた職員がお話をうかがい、お悩みのポイントを整理して、弁護士・司法書士やその他の適切な相談窓口をご案内します。匿名でのお電話も可能ですし、もちろん、うかがった内容の秘密は守られます。また、法テラスには、「法律家のアドバイスが欲しいけれどお金がない」という方を対象とした、無料の法律相談や無利子で費用を立替える制度があります。夫や

「金銭問題」

子どもにかかる費用を夫に負担して欲しい

養育費のことを決めずに離婚した

生活が苦しい

止などの保護命令を地方裁判所に申し立てましょう。住民票の移動にあたり、避難先である現住所を隠したい場合には、市区町村に、住民票等の写しの交付に関して加害者及びその代理人からの請求を受け付けないものとする非開示の支援措置があります。ただ、残念なことに、漏れてしまう事例も報告されており、住民票を移動しない方もいます。なお、DVには身体的暴力はもとより、精神的暴力なども含まれます。

養育費

離婚して親権者でなくなった親でも、養育費を支払う義務はあります。子どものための費用ですし、夫婦は別れても父子の縁が切れるわけではありません。しっかり請求しましょう。養育費を決めないまま離婚した場合でも、話し合いを申し入れ、話し合いがつかない場合は家庭裁判所に調停を申し立てましょう。なお、養育費については「養育費相談支援センター※」などで相談にのってくれます。

児童扶養手当など

離婚、非婚のシングルマザーは、児童扶養手当を受給できます。2010年8月よりシングルファザーも受給できるようになりました。離婚前でも婚姻費用を払ってもらえないときなど、「1年以上遺棄されている」と認められた場合は、受給できます。2012年8月からは、保護命令が発令されているときも受給要件を満たすことになりました。なお、夫と死別したシングルマザーは、遺族基礎年金、遺族厚生年金を受給できる場合があります。また、このほかに、児童手当や就学援助などの制度もあります。詳細は市区町村役場に問い合わせてください。

恋人からの暴力（DV）やストーカー行為などでお困りの方には、専用のダイヤルがありますので、0570-079714（なくことないよ）犯罪被害者支援ダイヤルにお電話ください。

4 味方ができる

子育てと生活の両立に頑張ろうとしている皆さんは、ひとりではありません。国、民間の支援団体、弁護士・司法書士などが行う、さまざまなサポートとつながるための〝道しるべ〟として、法テラスをご利用ください。

【家庭問題情報センター（FPIC）】

夫婦間や親子間の悩み事など多様な家庭の問題に対応する公益社団法人です。相談員は元家庭裁判所調査官。東京など全国に10か所相談室があり、電話相談や面談相談（有料）を行っています。センターは次の業務も行っています。

調停手続き（ADR） 東京・大阪の相談室では、民間型の調停手続きを行っています。

面会交流の援助 別居や離婚によって、別れて暮らす親子が会えなくなったとき、FPICのルールに沿った面会交流を援助しています（有料）。

東京相談室TEL:03-3971-3741
大阪相談室TEL:06-6943-6783
その他相談窓口については、家庭問題情報センターのホームページをご覧ください。
http://www1.odn.ne.jp/fpic/

【養育費相談支援センター】

2007年、厚生労働省がFPICに委託した事業で、養育費に関する相談を受ける地方公共団体に対しての研修などの支援や、一般の方からの養育費や面会交流に関しての相談支援を行っています。

養育費相談支援センターからひと言「養育費をもらっているのは5人に1人。養育費は、子どもの生活の助けになるだけでなく、離れて暮らしている親が『自分を気にしてくれている』ことを知るという大切な意味があります。」

「養育問題」

子どもと父親を会わせようかどうしよう

別れた後に妊娠が分かった

シングルファザーになった

離婚が原因で子どもがいじめられた

面会交流

協議離婚の場合でも面会交流について取り決めたほうがいいでしょう。回数や時間だけではなく、高いお小遣いを与えないといった常識的なルールも決めましょう。また、子どもの成長に従い、柔軟にルールの見直しを話し合えると良いでしょう。ところで、面会交流は、子どもの福祉に適うからこそ、望ましいもの。虐待などがあり、子ども自身の安全が確保できないといった事情があれば、控えるほかありません。ただ、子どもがそれでも会いたがっているような場合には、「家庭問題情報センター（ＦＰＩＣ）※」やＮＰＯ法人ｗｉｎｋ※の「カインドリボンサービス」などの支援を受けてはいかがでしょうか。

［ＮＰＯ法人Ｗｉｎｋ］

シングルマザー同士の交流組織を母体に、２００２年にＮＰＯ法人化した団体です。「ひとり親家庭とそこで育つ子ども達」を支援しています。今後、離婚家庭への家庭教師派遣や面会交流の仲介支援など子どもの支援を強化していくとのことです。

Ｗｉｎｋからのひと言「離婚当初は気持ちに余裕のない状況でひとりで頑張らなくてはと思ってしまう方が多いですが、上手に専門家を頼ること、また子どものことに関しては冷静に考えているようで考えられていないことも多いので、第三者の意見を聞くことは大切なことだと思います。遠慮なく周りを頼ってください。」

TEL:03-6685-6415（平日午前９時～午後５時）／FAX:03-3354-9702

Mail:info@npo-wink.org

※スタッフが全員外出している場合もあります。ファックスまたはメールでご連絡ください。

［しんぐるまざあず・ふぉーらむ］

シングルマザーが子どもといっしょに生き生き楽しく生きられるように、様々な情報を提供したり、交流の場をつくったり、行政にはたらきかけたりします。ＮＰＯ法人で、東京、北海道、関西（大阪）、福岡、福島、島根、沖縄に姉妹団体があります。

しんぐるまざあず・ふぉーらむからひと言「ここに相談する方の半数近くが、離婚直前で、たくさんの悩みを抱えている方。いじめ問題などの子どものこと、調停の進め方、仕事のこと、養育費や児

TEL:03-3980-4108／0120-965-419（平日午前10時～午後８時／土曜日・祝日午前10時～午後６時）

相談を担当する赤石さん

認知ってなに？

「仕事との両立」

保育園に入れない

仕事と両立できるか不安

職場で肩身が狭い

認知

認知とは、婚姻外の男女の間に生まれた子を自分の子どもと認めること。父親が認知しないなら、家庭裁判所に認知を求めて調停を申し立てることができます。それでも応じないなら、訴訟を起こすことになります。認知されたら初めて法律上の父子関係が生じます。認知を受けて初めて養育費も請求できます。

仕事

まずは、パートなど自分のできることから始め、スキルアップを心がけましょう。資格取得やキャリアアップの支援制度を設けている自治体もあります。ひとり親に限らず、出産等を理由にいったん退職した女性たちの再就職を支援する専門のハローワーク（マザーズハローワーク）では、相談員（ナビゲーター）が就職まで継続的にサポートし、就職率が高いようです。「しんぐるまざあず・ふぉーらむ※」でも、仕事のことや子どもについてなど、あらゆる悩みの相談にのっています。

童扶養手当、住まいのことや、各種制度の利用のしかた、わからないこと、困っていること、不安なこと、整理がつかない気持ちなど、ひとりで悩まずに同じ立場の方に話してみませんか？シングルマザーは孤立しがちですが、仲間がいるとほっとする。シングルマザー同士で、知恵や経験を分かち合えます。離婚前の相談やこれからシングルマザーになるかもしれない方、シングルファザーもどうぞ。」

TEL:03-3263-1519
（火曜日午後3時～午後9時）

【悩んでいるあなたに　談：打越さく良弁護士】

「離婚したいけど／結婚していないけど／夫が死んでしまったけど…私一人で子どもを育てられるかしら？」日本ではシングルマザーはまだ少数派。不安をお持ちになられる方も多いでしょう。でも、頑張っている「先輩」もたくさんいます。この欄で紹介した団体や、地方公共団体などで、必要な情報を入手しましょう。離婚は親同士が決めるものです。でも、子どもにきちんと知らせないと、かえって、離婚が後ろめたいことなのだとか、自分が「悪い子」だからと落ち込みかねません。子どもの年齢に応じて、「お父さんとお母さんは離婚する。そのほうが皆が幸せになる。でも、あなたのお父さんであることには変わりない。」と伝えましょう。蚊帳の外に置かれるよりも、安心します。初めは心細そうだったお母さんがどんどん明るくなるのを何度も応援してきました。子どものためということが、かえって親自身を元気にしてくれる。素敵です。

打越さく良：2000年弁護士登録／第二東京弁護士会所属／日本司法支援センター（法テラス）調査研究室専門員

ママとして、自分として。

女優

田中 律子

シングルマザーとして中学生のお子さんを育てながら、女優・タレントとしてだけでなくヨガインストラクター、そして珊瑚を守るNPO法人「アクアプラネット」の理事長として活動するなど、幅広く活躍する田中律子さん。今回は、そんな田中さんに子育ての事、ライフスタイルの事などいつでも毎日を楽しむ独特のスタイルの秘訣を伺いました。

とにかく毎日を楽しむ。

ーよろしくおねがいします。田中さん、肌がすごく焼けてますね！いつも明るく、キラキラしてられる秘訣ってあるんですか？

田中律子：とにかく「毎日を楽しむ」のが私のモットーですね。実家が商売をしてたのもあって、昔から家ではおばあちゃんも、ひいおばあちゃんも、お客さんも、大勢でわいわいしてたから、その影響もありますね。

ーお仕事、お忙しいと思うのですが、子育てはご家族に手伝ってもらったりもしていますか？

手伝ってもらっていますね。仕事で家を空けなければならないことが多いので、本当に感謝してます。

怒るときは、ミュージカル風に歌います。

ー子育ての悩みは、なにかありますか？

たくさんありますよ！叱ったりもしますね。ただ、頭ごなしに怒るのではなく、普段通りに話をして伝えるようにはしています。コミュニケーションを多く取っているので何でも話せる関係だから、私の悩みも相談したりしますよ。たまにお風呂も一緒に入りますし、ハグやチューをしたり、スキンシップは多いと思います。最近いやがられますけど。（笑）

ー本当に仲良しなんですね。けんかはしないんですか？

けんかもよくしますよ。片付けが出来てないときとか。でも、歌いながら怒ったり工夫しています。（笑）

ーえっ？歌いながらですか？

（田中さん手を大きく伸ばして）「片付けしなさいよ～～♪」とか、「どうしてやらないのおおお～～♪」とか。ミュージカル風に歌って言い聞かせます。そうすると娘も「わかったわかった」って呆れながらですが言う事聞いてくれるんです。怒るのってこっちも嫌な思いになるでしょ。だから少しふざけたりしながら注意するんです。

ーそれは素晴らしい工夫ですね。ぜひ他のお母さん達にも実践してみて欲しいです。

子どもは、親の背中をみて育つから。

ーそもそもなんですが、法テラスのサービスってご存知でしたか？

すいません、知らなかったんです。でも求めている人は多いと思うので、少しでもたくさんの人に知ってもらいたいと思いますね。一人で子育てしている女性って今本当に多くって、みんな頑張っているので、周りで困っている人がいたら、伝えようと思います。カフェや美容院、産婦人科とか、もっと身近なところに置いて、まだ法テラスを知らない人にも届けて欲しいです。すばらしい行政のサービスは本当にたくさんあるので、知ってもらわないと勿体ないですもんね。

ーそうですよね。田中さんご自身も、色々な環境活動や、NPO法人「アクアプラネット」で理事長として珊瑚の保全活動をされていらっしゃいますが、どういった経緯ではじめられたんですか？

仕事で「てぃだかんかん」のモデルになった金城さんのところに取材に伺ったのがきっかけです。温暖化や様々な影響で珊瑚が壊滅状態になっているのを目のあたりにして、私にも何か出来ることがあればと思い、7年前から珊瑚の保全活動に取り組んでいます。毎年、年に数回、全国各地からボランティアダイバーが集まって、珊瑚を海に移植したり、ダイビングが出来ない方も沖縄の「さんご畑」に遊びに来て頂ければ珊瑚の株分けも体験できます。一人でも多くの方に現状を知って頂きたいですね。

ー最後に、仕事と子育てを頑張るシングルマザーの方々にメッセージはありますか？

シングルマザーだから無理かも、と行動を制限せずに何でも挑戦してみて欲しいと思いますね。日頃のストレス発散にもなりますし。お母さんが楽しんでないと、子どもにも伝わると思うので、とにかくお母さん自身が毎日笑顔で楽しく生きる事、それが大事だと思います。子どもは、ちゃんと親の背中をみて育つから。私も自分の子どもには、色々挑戦する子になってほしいなと思うし。頑張る母の背中をこれからも見せていきたいです。

ー今後さらに輝いていく田中さんを楽しみにしてます。今日はありがとうございました！

田中律子：1971年7月17日生まれ。東京都出身。CM・ドラマ・バラエティ番組等幅広く活躍。今年デビュー30周年ー芸能活動の一方、ヨガインストラクターの資格を持ち、レッスンを受け持っている。NPO法人「アクアプラネット」の理事長として地球環境保護のための啓発活動を精力的に行っており、美ら海沖縄大使、久米島観光大使、石垣島サンゴ大使を務めている。

のぞいてみよう 法テラス

それぞれの悩みの解決に向けて相談窓口を探したり、
お金がない方に、無料で弁護士や司法書士との相談をできるようすることに加え、
法テラスでは、悩みを抱える多くの人の力になれるよう、さまざまな取組をしています。
今号では、岩手県大船渡市にある被災地出張所「法テラス気仙」と、
法的なものの見方・考え方を育む「法教育」のイベントについて紹介します。

岩手県大船渡市

法テラス気仙

法テラス気仙は、岩手県の三陸海岸沿いを走る三陸鉄道・盛(さかり)駅の近くにあります。法テラス気仙がある大船渡市や、陸前高田市・住田町は古くから「気仙地域」と呼ばれています。東日本大震災による気仙地域の死亡者・行方不明者は、大船渡市が419名、陸前高田市が1,772名にのぼります。特に、奇跡の一本松で知られる陸前高田市は、市街地が太平洋に面しており、被災地の中でもとりわけ大きな被害を受けました。「気仙」という名称は、この地域で暮らす方々の身近な相談場所として幅広く利用していただきたいという思いを込めて名付けました。

平成25年3月24日に開所してから5か月が経過した時点で、相談件数は延べ416件になりました。内容は、「家族(相続・離婚等)」38%、「住まい・不動産」25%、「生活上の取引(金銭の貸し借り等)」16%などであり、特徴的なものとして、相続や土地の権利関係の問題があります。例えば大船渡市では現在復興事業として、震災被害のあった地域を主に商業地等にする土地区画整理事業と、高台への防災集団移転事業を行っています。被災した方は、市などに震災被害にあった土地を売り、高台の土地を購入するためには、現所有者を確定させることが必要となります。そこで、誰が相続したのかといった相続人の確定や登記に関する手続、費用等に関する問題のあることに初めて気付く方も多くいます。それ以外にも、高台移転に伴う抵当権等土地の権利関係の整理についても住民自身で行わなければなりません。このようなことから、相続や土地の権利関係をめぐって、法テラスに相談されるケースが多くあるのです。

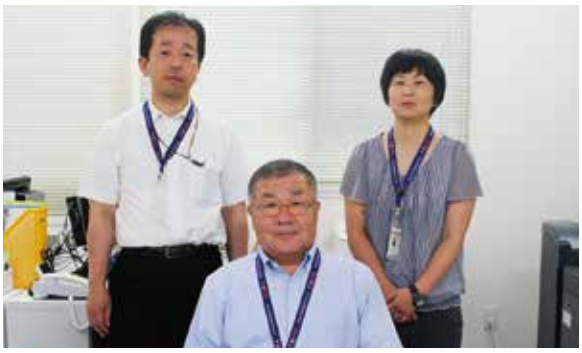

法テラス気仙職員 左から岩渕さん・鈴木主幹・近江さん

法テラス気仙の活動について、鈴木淳二主幹に聞きました。「これまで、自治体広報誌への記事掲載や仮設住宅へのチラシ配布等広報活動を積極的に行い、法テラス気仙ができたことが住民の方々にも少しずつ知られてきました。周辺自治体への移動相談も積極的に行っています。被災によって自分がどんな法的問題を抱えこんだのかを的確に把握し、問題の全体像をつかんで相談に来る人は少なく、相談しながら問題の本質や新たな問題に気付くケースが多くあります。まず住民に、法テラス気仙に窓口があることを知ってもらい、次に、相談を相談だけで終わらせないよう適切に専門家へつなぎ、解決に向けた携わり方ができるよう心掛けていきたいと考えています。」

陸前高田市の様子
奥に見えるのが"奇跡の一本松"

大船渡魚市場
津波に襲われ中断していた建設が
復興に向け再開

乗り越える力は、法教育が育てる。

法教育シンポジウム

平成25年8月25日（日）、法テラスは、法務省、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会、札幌弁護士会の共催及び8つの団体の後援のもと、札幌市において法教育シンポジウムを開催しました。法テラスはこのシンポジウムを、地域における法教育の普及・発展を目指して平成23年度から開催しています。

法教育とは、法的なものの見方や考え方を学校教育のなかで身につけることで、次代を担う子どもたちに求められる能力＝「生きる力」を育むことを目的としています。

当日は、北海道マラソンの開催や、開場直前の突然の雷雨にもかかわらず、学生や教育関係者など、約230名が参加されました。

『「憲法」は多様な価値観を持つ人々が互いに協力しながら共に生きていくための公正な条件を定めたもの』、『法教育では、このような法的な見方・考え方を学び、我々の社会の在り方や社会への関わり方について、各人が問い、考え続けることが大切である』と語る京都大学大学院法学研究科土井真一教授の基調講演に続き、札幌市立琴似中学校長尾美保子教諭と小川和晃弁護士による、高校生を対象としたジュニアロースクールでの取組を紹介したVTRに会場が湧きました。VTRでは、普段は他人と意見を言い合う機会が少ない生徒たちが、「婚約破棄」という題材に関心を持って生き生きと議論を交わしており、生徒たちの「目がきらりと光る瞬間」を共有することができました。

また、北海道札幌月寒高等学校渡辺真教諭と石塚慶如弁護士による、総合的な学習の時間における法教育授業の報告は、教育と法律のそれぞれの専門家による協働作業の実践例であり、来場者は熱心に耳を傾けていました。

「法教育が真に教育現場に浸透するために」をテーマとしたパネルディスカッションでは、作家で東京都教育委員の乙武洋匡氏の興味深いお話に、会場は時折笑い声に包まれました。乙武氏は、「大切なことは、人と違って当たり前ということ、自分は愛されているんだという『自己肯定感』を子どもたちに持ってほしい」と話され、「みんな違って、みんないい」という、個の尊重について意識することも、法教育のひとつであると気付かされました。

パネリストの立命館慶祥中学校山口太一教諭からは、4月初めの学級会で学級委員などを決める際に、例えば多数決やじゃんけんなど、「どんな方法で決めるか」について、生徒一人ひとりが納得できる方法を、生徒たちによる議論の末決定しているといった取組をご紹介いただきました。

学習指導要領の改訂により、小学校、中学校に続き、今年度から高等学校においても、法教育が取り入れられています。法テラスでは、引き続き紛争解決に役立つ情報の提供に取り組むとともに、法教育の普及・発展のための活動を行います。

スタ弁がゆく

法テラス岐阜法律事務所
坂本 裕香 弁護士

スタッフ弁護士（スタ弁）は、法テラスの法律事務所で働く弁護士です。法テラス岐阜法律事務所の坂本裕香弁護士のところには、女性の相談者が多くやって来ます。事務所の扉を開けて、坂本弁護士の優しさと力強さにふれてみましょう。

法テラス岐阜法律事務所の皆さんと（前列中央が坂本弁護士）

「あなたは悪くない」と伝えたい

「私が悪いんです。私さえ我慢すればうまくいくんです。」相談に訪れた女性は、消え入りそうな声で、自分を責めるかのようにつぶやきました。家庭でご主人の暴力にあい、心理的に支配されていることが分かりました。DVを受け続けている女性は、自分に対する自信や自尊心が持てなくなり、正常な判断ができなくなっていることがあります。だから、私は「あなたは悪くない」というメッセージを繰り返し伝えます。そして、自分の意思で納得のいく結論を選択できるように、じっくりと話を聞きます。一緒に一歩ずつ歩んでいくうちに、最初はすべてを諦めていた女性が本来の自分を取り戻して、「離婚して、慰謝料も養育費も全部もらいます！」と力強く言うことができるようになりました。弱い立場に置かれた人が権利を勝ち取って、自分の生活を取り戻す。その変化を支えることに、弁護士という仕事の意義があると思います。

自立するまで見守りたい

当時中学生だった少年は、悪い友人の影響で、ケンカや万引きを繰り返していました。初めて出会ったとき、少年は無表情で、「どうせ少年院に行くんだ」と自暴自棄に言いました。毎日、鑑別所に通い、なんでも前向きに考えること、常にベストを尽くすこと、感謝の気持ちを忘れないことの大切さを伝え続けました。審判の結果、少年は児童自立支援施設に行くことになりました。審判が終わってからも時々、少年に会いに行きました。少年はそのたびに驚くような成長を見せ、目をキラキラと輝かせて、「俺、鳶（とび）職になりたい」と夢を語ってくれました。しばらくして、少年の両親から柿が届きました。「世話になった先生に渡してほしい」と預かってきたそうです。施設の中で獲れた甘い柿の中に、夢を見つけた少年の笑顔が見えるような気がしました。彼は施設を出て、今、夢だった鳶職として元気に働いています。施設の卒業記念に私のために作ってくれた湯飲みは、もったいなくてまだ使っていません。私の一生の宝物です。

困っている人のために頑張りたい

「自分は誰かの役に立っているのだろうか？もっと、世の中のためにできることがあるのではないか？」――30歳を迎えた私は、民間企業でサービス開発の仕事をしながら、このまま定年までこの会社で過ごすべきか、悶々と悩む日々を過ごしていました。ちょうどその頃、司法制度改革の一環としてロースクールができました。「誰かの役に立っていると日々実感できる仕事がしたい」という気持ちが抑えきれず、私は8年間勤めた会社を退職して弁護士を目指すことにしました。法律の勉強はほぼゼロからのスタートでしたので、試験勉強は苦行そのものでした。でも、苦労した分だけ、ベストを尽くすことや感謝の気持ちを持つことの大切さに気づきました。これからも出会う人ひとりひとりへの感謝を忘れずに、弁護士として、困っている人や一生懸命に生きている人を支えていきたいです。弁護士になってもうすぐ4年が経ちます。この仕事が大好きです。

坂本裕香弁護士が心がけている3つのこと

1. 常に前向きに考える！
2. 常にベストを尽くす！
3. 感謝の気持ちを忘れない

坂本裕香弁護士：大学卒業後、民間企業勤務を経て、2008年新司法試験合格（新62期）、ライオン橋法律事務所での1年間の研修を経て、2011年法テラス岐阜法律事務所赴任。最近嬉しかったことは、念願の「郡上おどり」に初めて参加したこと。

ほ法、なるほど。

法の安定とは

法テラス理事
元日本経済新聞論説委員
安岡 崇志

法は安定していなくてはいけない。朝令暮改はダメ。当然です。

しかし法律は改めないでいると、ときに不安定になる。社会と国民の在り様、価値観が移ろううちに、「こんな法律はおかしい」となってきたら、法は安定を失うでしょう。

九月に最高裁大法廷が、従来の判例を変え、民法九〇〇条四号の婚外子相続規定を違憲無効とした決定をみると、法律は世の動きに応じ見直しが必要だと分かります。

明治時代からある同規定は、遺産分けのときに、婚外子の相続分を、法律上の婚姻関係にある男女から生まれた子の半分とするものです。

これが法の下の平等を保障する現憲法に違反するとの訴えはかなり前からあり、最高裁が初めて判断したのは十八年も前です。結論は合憲でしたが、大法廷の十五裁判官のうち五人が違憲無効の意見でした。

その後も二〇〇九年までに五件の裁判が最高裁で行われ、五件全部で違憲無効の少数意見がつきます。民法九〇〇条四号は法としての安定を失いだしていたのです。

今回の決定理由の中で最高裁は、すでに確定した遺産分割には違憲無効の判断は影響を及ぼさない、と明示しました。

「法的安定性は法に内在する普遍的な要請であるので、違憲判断も法的安定性の確保との調和が求められる」などと難しい言い方ですが、要するに「長年使われてきた規定を改めれば法的安定性が損なわれる面があるけれど、真に法を安定させるためには改めるべきは改めなければならない」趣旨だと私は読みました。

変わらなければ安定しない場合もある——法の興味深い側面です。

編集後記

本誌は、前号から、より幅広い読者の方に読んでいただけるよう編集を工夫しました。お送りする際に同封したアンケートでは、「分かりやすい」、「読みやすくなった」との多くのお褒めの言葉をいただきました。これを励みに引き続き有用な情報をお届けしたいと思います。

今回号の特集では、「シングルマザー」を取り上げ、また、北は北海道・札幌、南は鹿児島県・徳之島の情報をお届けしました。

悩んだり、考えたりする必要なんて特にない、と普段意識していないことがらでも、見方を変えてみると、無関係ではないかもしれません。問題が起きる前に知っておきたい制度や情報、法的視点から物事を考えることの重要性など、皆さまにお伝えしたいことがたくさんあります。こんな冊子があったな、と周りの方に伝えてくだされば幸いです。(M.M)

【ご連絡・ご意見・ご感想はこちらにお寄せください】
法テラス本部 総務部 広報室
〒164-8721
東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階
TEL:050-3383-5348
E-mail:kouhou24@houterasu.or.jp

NEWS

法テラス徳之島法律事務所 開所

平成25年8月1日、法テラス徳之島法律事務所が開所、小池寧子弁護士が赴任しました。東シナ海を望める高台にある徳之島合同庁舎2階の事務所で、弁護士1名と職員2名で執務にあたっています。困ったことがあれば、お気軽にお立ち寄りください。

TEL:050-3381-3471
(平日午前9時～午後5時／土日祝は休み)
鹿児島県大島郡徳之島町亀津553-1
徳之島合同庁舎2階

左から稲島さん・小池弁護士・助中さん

日本司法支援センター

法テラス

困ったら法テラス。まずは電話を。（平日午前9時～午後9時 土曜日午前9時～午後5時）

法テラス
サポート
ダイヤル

0570-078374
（おなやみなし）

IP電話・PHSからは03-6745-5600

犯罪被害者
支援ダイヤル

0570-079714
（なくことないよ）

IP電話・PHSからは03-6745-5601

震災法テラス
ダイヤル

0120-078309
（おなやみレスキュー）

www.houterasu.or.jp　法テラス

発行:日本司法支援センター（法テラス）本部／発行責任者:事務局長 相原佳子
法テラス本部 〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階 電話:050-3383-5333（代表）